

With 夢指定地域密着型通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 松和株式会社（以下「事業所」という。）が設置するWith 夢（以下「事業所」という。）において実施する指定地域密着型通所介護事業（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態の利用者（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保することを目的とする。要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(指定地域密着型通所介護の運営方針)

- 第2条 事業所は、提供にあたり、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また意思及び人格を尊重して、常に要介護者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に務めるものとする。
 - 4 指定地域密着型通所介護の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅サービス事業者、在宅介護支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に務めるものとする。
 - 5 指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第27号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の通所介護従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 With 夢
- (2) 所 在 地 大阪市城東区鳴野東2丁目6番7号コーポ・ラ・ベリエール101号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤、生活相談員と兼務)
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。又、自らも生活相談員の業務も行うものとする。
- (2) 生活相談員 1名 常勤 (管理者と兼務) 1名 非常勤 (介護職員と兼務)
事業所に対する事業の利用申し込みに関する調整、利用者及び家族からの相談を受け、利用者の生活向上を図るため適切な援助を行う。また、他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画 (通所型サービス個別計画) の作成等を行う。
- (3) 介護職員 常勤1名以上 非常勤2名以上
利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、必要な介助を行う。
- (4) 看護職員 2名以上
健康状態の確認と管理、相談及び介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上 (看護職員)
利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、12月31日から1月3日を除く。)
- (2) 営業時間 8時30分から18時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時30分から17時45分までとする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 提供前 8時00分から9時30分
提供後 17時45分から21時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- 1単位 15名

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 日常生活上の世話及び支援
- (2) 食事のサービス
- (3) 入浴のサービス
- (4) 機能訓練
- (5) 健康状態チェック
- (6) 生活指導（相談・援助）レクリエーション
- (7) 送迎サービス
- (8) 延長サービス

2 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、(平成18年3月14日厚生労働省告示第126号)のよるものとする。

3 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、片道200円を徴収する。

4 食費は、朝食500円、昼食600円、夕食700円、おやつ100円、ジュース各種50円)を徴収する。

5 利用の当日キャンセルの場合 食費の60%を徴収する。(お迎え時のキャンセルの場合 は、実費を徴収する) 前営業日16時までに申し出はキャンセル料不要。

※利用者の体調不良等のやむを得ない事情の場合、キャンセル料は不要とする。

6 おむつ代は、リハビリパンツ150円・パット50円・尿取りパット30円・布パンツ 実費を徴収する。次回返却された時は徴収しないものとする。ただし、布パンツの返却は ないものとする。

7 入浴サービスをご利用の方で洗濯が困難な方に限り個人用バスタオル・フェスタオルを お預かりし、洗濯サービス費150円を徴収する。

8 日常生活において通常必要となる費用であり、利用者が負担させることが適当と認めら れるもの

ア) 利用者の希望により提供する日常生活に必要な身の回りの費用 実費

イ) 行事等利用者の希望によるレクリエーションに参加する場合の費用は実費

9 保険適用外サポートサービスを行った場合、実費を徴収する。

10 前各行の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説 明をしたうえで、同意を得るものとする。

11 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を利用者又はそ の家族に交付する。

- 12 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又その家族に対し、利用料ならびにその費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得るものとする。
- 13 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域、城東区、旭区、鶴見区、都島区、東成区とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 当事業所の利用に当たっての留意事項は次のとおりとする。

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証の提示を求める。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従って利用し、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行う。
- (3) 利用者の体調によっては入浴等を中止する場合がある。
- (4) 利用者及びその家族の利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (5) 事業者は、事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日を起算日として5年間保管する。
- (6) 事業所での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は行わない。
- (7) 金銭等の管理は各自で行う。
- (8) 他の利用者の迷惑になる行為は行わない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

- 2 サービスの提供により事故が発生した場合は、大阪市、利用者の家、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、事故の状況や事故に際して採った処置について、記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(苦情処理)

第11条 サービスの提供に係る利用者やその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示を求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から

指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、また、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に消火、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、不測の事態が起こった場合でも事業を継続し早期復旧を図るためBCPの策定し、研修を行い周知徹底する。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

2 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者又はその家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(衛生管理等)

第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(1) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための研修を定期的実施し、周知徹底を図る。

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

(3) 他虐待防止のために指針を整備する。

(4) 措置を適切に実施するための担当者を置く。

3 事業所は、サービス提供中に、事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(地域との連携等)

第16条 当事業所の運営する地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、利用者、利用者家族、地域住民及び地域包括支援センターの職員に対し、単に運営上の報告を行うだけではなく、事業所が地域との関係を構築していくうえで、利用者が地域に溶け込、また地域住民が事業所及び利用者を理解することで、共に暮らせる関係を構築し、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の構成員は、利用者又は利用者の家族、地域住民の代表者及び地域包括支援センターの職員とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね6ヵ月に1回以上とする。
- 4 事業の活動状況を運営推進会議で報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

(身体拘束に関する事項)

第17条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わないものとする。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第17条第2項の運営推進会議に報告する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年 随時行う。
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、事業に関する記録を整備し、5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、松和株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2024年7月1日から施行する。

この規程は、2024年7月11日 改定

この規程は、2024年8月20日 改定

この規程は、2024年8月20日から施行

この規程は、2025年2月20日より施行

この規定は、2025年3月24日 改定

この規定は、2025年4月1日より施行

この規程は、2025年5月1日より施行